［役場］☎72-0450　［ふれあいセンター］☎73-0811　［農業センター］☎73-0978

浄化槽を設置しませんか 補助金が出ます

水質汚濁の原因のほとんどが、家庭から流れ出る台所や風呂、洗濯などの排水！

○浄化槽とは

台所やお風呂からの生活雑排水を、し尿と併せて処理できる浄化槽のことです。性能は優れており、下水処理場の高級処理機並みに排水を浄化します。

○取付工事は簡単です

コンパクトで場所を選びません。自動車1台分の面積があれば十分です。

○保守点検と清掃

年1回以上の清掃と、定期的な保守点検が必要です。登録・許可を受けた業者が実施します。

補助金限度額（1基当たり）

処理対象人員（人槽）	補助金限度額
5人槽 小家族住宅用	33万2千円
7人槽 普通住宅用	41万4千円
10人槽 二世帯・大家族住宅用	54万8千円

※国や県の補助事業のため、補助金に限りがあります。お早めにお申し込みください。平成30年度中に設置される方を、現在受け付けています。

問い合わせ先▼住民課　環境班　坂本

家屋の取り壊しをしたときは…

課税の基準となる1月1日（賦課期日）に家屋が存在していた場合、4月から固定資産税が課税されます。

また、1月1日以前に滅失した家屋を、1月1日以降に届出をされた場合、滅失日の確認ができないため、その年の課税対象になりますのでご注意ください。

○登記されている家屋の取り壊し

法務局で滅失登記申請をしてください。法務局から税務班に通知が届き、それにしたがって処理します。

年末の取り壊しなどで法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は、年内に税務班までご連絡ください。

○登記されていない家屋の取り壊し

取り壊したら税務班までご連絡ください。

※法務局からの通知および所有者からの連絡後に現地確認を行ないます。

※家屋調査済証の返却にご協力ください。

家屋調査済証（見本）

問い合わせ先▼住民課　税務班　安岡・猪野

狩猟免許試験を実施します

【試験日程】

種類		日時	会場
わな猟		11月3日（土）	高知県立大学池キャンパス（高知市池2751-1）
		平成31年1月12日（土）	土佐町健康福祉センター（土佐町土居206）
		平成31年1月27日（日）	県立ふくし交流プラザ（高知市朝倉戊375-1）
銃猟	第一種	11月4日（日）	高知県立大学池キャンパス
	第二種	平成31年1月26日（土）	県立ふくし交流プラザ
網猟		11月3日（土）	高知県立大学池キャンパス

※広報「ゆとりすと」6月号でお知らせしている日程から、一部変更があります。

※時間は全て午前10時からです。

【受験料】

初心者5，200円、一部免除者3，900円

【申込み締切日】

受験しようとする試験日の**10日前必着**

【申請書配布場所】

県鳥獣対策課、各地区猟友会

【申請方法】

申込締め切り日までに、申請書類などを県鳥獣対策課、または高知県猟友会へ提出してください。

問い合わせ先▼高知県鳥獣対策課　☎088―823―9042
高知県猟友会　☎088―856―6641

「よちよちクリスマス会」のお知らせ

毎年、たくさんの親子に参加していただき、大盛況のよちよちクリスマス会を今年も開催いたします。

当日は、お子様の手形・足型をとって成長を確認したり、ヘルスメイトさん手作りの「クリスマスランチ」を楽しむことができます。また、親子の交流やリフレッシュ、子育てに関する情報もお届けしていますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

【日　時】12月7日（金）　午前10時～

【場　所】大豊町総合ふれあいセンター　2階和室

※参加ご希望の方は健康づくり班までご連絡ください。

妊婦、乳幼児とその保護者、子育てに関心のある方など、みなさまのご参加お待ちしております。

問い合わせ先▼住民課　健康づくり班　奈良﨑

「大腸がん郵送検診」のお知らせ

今年度、大腸がん検診を受けていない方を対象に、大腸がん郵送検診の予約を受け付けます。

大腸がん郵送検診は、専用の検査キットにより自己採便で行える手軽な検診で、温度管理上問題の少ない冬期に限って、検査キットを郵送回収することにより検診を実施します。事前に予約申し込みは電話にて受け付けます。事前に予約をした方については、12月初旬に送付させていただきます。

【対象者】

今年度、大腸がん検診を受診していない40歳以上の町民の方

【自己負担金】無料

【検診実施機関】公益財団法人高知県総合保健協会

【申込期限】平成31年2月8日（金）

問い合わせ先▼住民課　健康づくり班　松髙

高齢者虐待の防止にご協力ください

高齢者虐待とは、養護者や施設職員などから高齢者の心身に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

高齢者虐待には次のような行為があります。

【身体的虐待】
叩く、つねる、殴る、蹴るなどの暴力、家から出さない、ベッドに縛りつけるなどの身体拘束

【心理的虐待】
怒鳴る、ののしる、侮辱するなどの言葉の暴力

【性的虐待】
合意のないあらゆる形態の性的な行為

【介護・世話の放棄、放任】
必要な食事、入浴や排せつなどの世話をしない、必要な治療を受けさせない、衛生状態の悪い劣悪な環境で生活させる

【経済的虐待】
高齢者の年金や預貯金などを勝手に使ったり、財産を無断で処分する

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。早期発見により未然に防止したり、重度化を防ぐことができます。虐待を受けた場合や、虐待と思われる行為を発見した時はご相談ください。

問い合わせ先▼住民課　地域包括支援センター班

11月30日は「年金の日」

厚生労働省では、国民一人ひとりが、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、左記までお問い合わせください。

問い合わせ先▼南国年金事務所　☎088―864―11111